

STOP！浜岡原発 定款

第1条（名称）

本会はSTOP！浜岡原発と称する。英語名はSTOP！HAMAOKA Nuclear Power Plantと称する。

郵便口座名は！が使用できないため、STOP 浜岡原発（すとおぷはまおかげんぱつ）とする。

第2条（事務局）

本会の事務局は、静岡県掛川市に置く。

第3条（目的） 原発を使わない安心できる社会を目指す。

原発に頼らない、子どもたちが放射性物質におびえることなく安心して暮らせる社会を作っていくことを目指す。そのために、イデオロギー、宗教、国籍に関係なく、あらゆる人、他団体と協力、連携し、平和的に、「思いやり」を持って、浜岡原発の廃炉と日本国内全ての原子力発電所の速やかな運転停止と廃止、日本企業による原発輸出禁止のために行動する。

第4条（事業）

前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 原発及、原子力施設、放射能に関する情報発信（HPとブログを運営）
- (2) 代替エネルギーの開発推進と浜岡原発及び、日本国内全ての原子力施設の廃止を求める電子
- (3) 平和的な脱原発関連アクションとイベントの紹介
- (4) 行政、電力会社、関連企業への要望書の提出
- (5) 講演会などの平和的な脱原発関連のイベントの企画・実施
- (6) 原発、環境、自然再生エネルギーの講師派遣
- (7) 原発を使わない社会を目指すためのグッズの企画・販売
- (8) その他目的を達成するための事業の企画・実施

第5条（構成）

本会は、平和的に、原発を使わない子どもたちが安心して暮らせる社会を目指す活動に関わる個人や団体などによって構成する。

第6条（組織）

本会には、運営委員会を置き、運営委員は会員の中から若干名選出する。本会には、専門部会を置き、その構成員は運営委員会で決定し総会に報告する。一人の委員は複数兼任することができる。

- (1) ホームページ部会
- (2) 行政・企業申入れ・交渉部会
- (3) イベント・アクション部会

- (4) 情報デスク部会
- (5) 資金調達部会
- (6) 人材コーディネイト部会

第7条（役員）

運営委員会に、次の役員を置く。一人の役員が複数兼任することができる。

- (1) 代表 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 運営委員 若干名
- (7) 渉外 1名
- (8) 監事 2名

第8条（役員の選出） 役員は、運営委員の互選により選出し、総会に諮り承認を得る。

第9条（役員の任務） 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 理事は、代表を補佐する。
- (3) 事務局長は、総会ならびに運営委員会で決定したことを中心となって進める。
- (4) 書記は、会議の記録等を担当する。
- (5) 会計は、本会の会計を担当する。
- (6) 運営委員は、総会ならびに運営委員会で決定したことを進める。
- (7) 渉外は、対外交渉を担当する。
- (8) 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

第10条（役員の任期） 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により就任した役員の任期は前任者の在任期間とする。

第11条（会議）

本会の会議は、総会、運営委員会、専門部会とする。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、その他必要に応じて開催することができる。
- 3 運営委員会は、必要に応じて開催する。
- 4 専門部会はそれぞれ、必要に応じて開催する。
- 5 会議は、運営委員長が招集する。

第12条（総会） 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告ならびに決算の承認に関すること
- (2) 事業計画ならびに予算の承認に関すること

- (3) 役員の人事に関する事
- (4) 会則の改正に関する事
- (5) その他必要な事

第13条（運営委員会） 運営委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事
- (2) 総会の承認を得た予算ならびに事業計画の執行に関する事
- (3) 運営委員会の構成員は、第7条の（1）から（7）までとする。

第14条（専門部会）

専門部会は、6つとし、次の事項を行なう。

- (1) ホームページ部会は、ホームページの運営、管理に関する事
- (2) 行政、企業申入れ・交渉部会は、行政・企業への申入れと交渉に関する事などに関する事
- (3) イベント・アクション部会は、イベント・アクションの提案及び企画・実施などに関する事
- (4) 情報デスク部会は、情報の収集・発信に関する事
- (5) 資金調達部会は、活動資金の調達に関する提案・実施に関する事
- (6) 人材コーディネイト部会は、人材育成、人材・ボランティアコーディネイトに関する事

第15条（運営費） 本会の運営は、事業収入（グッズ販売等）、寄付金、補助金等をあてる。

第16条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条（定款修正） 必要に応じ運営委員会の承認を得て行う。

付 則

1. この会則は2011年4月1日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明いたします。

代表：戸倉由紀枝

Tel: 090-4401-8774